

兵庫県環境審議会の運営に関する規程

令和5年7月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県環境審議会条例（平成6年兵庫県条例第11号）第8条の規定に基づき、兵庫県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、開会の7日前までに、付議すべき事項並びに日時及び場所を示して委員及び当該会議に係りのある特別委員、専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、審議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(記録)

第4条 会議の概要は、会議の記録によって記載するものとする。

2 会議の記録及び審議資料は、公開する。ただし、非公開の会議の記録及び審議資料は、次の事項を除いて公開するものとする。

- (1) 発言した委員、特別委員及び専門委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推定され得ると会長が認める発言部分
- (3) 情報公開条例第6条各号に該当すると認められる事項
- (4) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(代理)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する委員が、事故その他やむを得ない理由により審議会、部会または小委員会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(参考人)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を徴するものとする。

(部会)

第7条 審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合部会

環境の保全及び創造に関する事項（大気環境部会、水環境部会、資源循環部会、産廃紛争予防・調整部会、自然環境部会、鳥獣部会、温泉部会の所掌する事項を除く。）及び他の部会に属さない事項

- (2) 大気環境部会

大気、騒音、振動、悪臭、気候変動及びその他大気環境に関する事項

- (3) 水環境部会

水質、地盤沈下及びその他水環境に関する事項

- (4) 資源循環部会

資源循環に関する事項

(5) 産廃紛争予防・調整部会

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争予防・調整に関する事項

(6) 自然環境部会

自然公園及びその他自然環境の保全に関する事項

(7) 鳥獣部会

鳥獣に関する事項

(8) 温泉部会

温泉に関する事項

2 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る事項について調査審議するため、二以上の部会の合同部会を設置することができる。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、部会長の職務を代理する。

(諮問の付議)

第8条 会長は、知事の諮問を適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第9条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第10条 会長又は部会長は、必要な事項を調査審議させるため、そのつど審議会又は部会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員は、会長又は部会長が指名する。

3 小委員会に小委員会の長を置く。

4 小委員会の長は、小委員会に属する委員及び特別委員の内から、会長又は部会長が指名する。

5 小委員会の長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

6 小委員会の会議については、小委員会の長が招集する。

(部会等における準用)

第11条 第2条から第6条までの規定は、部会及び小委員会の運営について準用する。

(正副会長の部会等への出席)

第12条 審議会の正副会長は、各部会又は小委員会に出席することができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前において環境審議会に付議されている事項については、改正前の兵庫県環境審議会の運営に関する規程（最終改正平成13年3月29日）による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年7月28日から施行する。